

NIPPONIA HOTEL 大洲 城下町

キャッスルステイ宿泊約款

(適用範囲)

- 第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(契約の申込み)

- 第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出てください。
- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による)
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項

(契約の成立等)

- 第3条 キャッスルステイ宿泊の契約は、約款への同意を示す署名と、宿泊申込金のお支払いをもって成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 予約希望日程はインターネット(当ホテルからの確認メールの返信)もしくは電話での申込みを持って仮契約とします。仮契約は、最大1週間、一時的に希望の日程を確保できるものです。お客様は、仮契約期間内に上記の手続きを行い、正式な契約の締結となります。また、仮契約1週間以内に手続きの完了ができない場合は、あらゆる事由に関わらず、当ホテルの判断にて確保している日程の仮契約を失効、解除します。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第22条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第16条の規定による料金の支払いの際に返還します。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条 当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(契約締結の拒否)

- 第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室により施設の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(宿泊客の契約解除権)

- 第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、契約を解除することができます。
- 2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後15時になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

第7条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。

(宿泊の基本方針)

第8条 キャッスルステイ宿泊は貴重な文化財を活用したLiving Historyを体現するべく、1617年の加藤貞泰の入城をイメージした構成にてお過ごしいただく文化宿泊付きの宿泊です。また、江戸期から明治・大正期の多くの名所旧跡、歴史的建造物、そして文化の残る大洲城下町をお楽しみいただける各種プログラムをご用意。滞在期間中は様々な大洲に関わる文化宿泊を提供させていただきます。

(宿泊の登録)

第9条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルにて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が第16条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(宿泊時間)

第10条 宿泊の時間は、当ホテルへのチェックインからチェックアウトまでの間です。また、主な施設や宿泊の時間帯は次の通りとしますが、プログラムにより前後することがございますことをご了承ください。また、スペース利用の時間の延長はできませんが、チェックアウト後の城下町のご案内やアクティビティなどのご案内をさせていただきますことは可能です。

- (1) フロント・コンシェルジュ等サービス時間
 - イ チェックイン15:00～チェックアウト翌日9:00
- (2)
 - イ 大洲城天守閣ならびに高欄櫓の占有可能時間 17:30～翌日8:00
 - ロ 夕食 18:00
 - ハ 朝食 7:00

送迎サービスがございます。チェックイン日は15:00以降に松山空港もしくは伊予大洲駅までのお迎え、翌日チェックアウトの時間から13:00までの間に大洲市を出発する場合の松山空港もしくは伊予大洲駅までお送りします。

2 前項の時間は、プログラムの進行の理由などで、臨時に変更することがあります。

(宿泊プログラム)

第11条 プログラムの概要は原則としてチェックイン日の2週間前までに予めご説明させていただきます。こちらの内容を基本として、チェックイン時に本滞在期間中の最終プログラムをご案内させていただき、お客様は当プログラムに沿ってご滞在いただきます。また、予定されているプログラムは、大洲の様々な名所旧跡・宿泊などでも、大変特別な宿泊が多くございます。そのため、事前の手続き等が必要な内容が多く含まれており、原則として当日の変更はできかねます。

(プログラム変更について)

プログラムは、手配先や天候などの事由により、予めご案内させていただいている内容が変更する場合がございますことをご了承ください。尚、天候でのプログラムの変更は、予報などを踏まえて、ホテルの判断により決定するものとします。また、当日お客様の理由によりやむを得ず内容の変更が発生する場合は、できる限りの対応をいたしますが、ご希望に添えない場合もございます。また、それに伴う宿泊宿泊料金などに減額などは一切発生しないことをご了承ください。

(宿泊スペースのご案内)

第12条 当宿泊は下記のスペースの利用を基本としており、万一のやむを得ない事由を除き、下記のスペースの利用については担保いたします。

<基本スペース>

■就寝・食事・滞在スペース

・本丸 大洲城天守閣ならびに高欄櫓

天守閣は平成16年(2004)に建築された木造の復元天守閣、高欄櫓は国の重要文化財に指定されている、万延元年(1860)に建築された櫓は昭和45年(1970)に解体修理しました。

当該建物は、完全復元・保存の観点から、建物内には最低限の照明設備と防火設備以外は設置されておりますが、基本的には江戸当時の仕様となっておりますため、空調設備や水回りなどの設備がありませんことを予めご了承ください。また、天守閣にほど近い場所に仮設のトイレを設置しております。

■バスルーム・洗面・トイレ・滞在スペース

・西曲輪 西曲輪ベース

二の丸 西曲輪に仮設バス・洗面・トイレならびに待機スペースが用意されております。こちらは本キャッスルステイのお客様の占有スペースとなります。

■朝食スペース

・臥龍山荘 臥龍院

臥龍山荘は、大洲随一の景勝地に明治30年頃から10余年をかけて築造した別荘です。

脇川随一の景勝地「臥龍淵」に臨む別荘で、明治の匠が残した数奇に飛んだ三建築、日本庭園で構成されており、国の重要文化財に指定されております。その中でも情熱をもっともそそいだ建物であるこの母屋は、構想10年、工期4年をかけて竣工しました。その中の、「菴是の間」の縁側廊下にて日本庭園を堪能しながらの朝食となります。

(コンシェルジュサービスの提供)

第13条 滞在中は、より良いサービスと安全に関わるスタッフとして常時2名のコンシェルジュを常駐しております。御用の際は、チェックイン時にお渡しするコンシェルジュダイヤルまでご連絡いただき、ご要望をお申し付けください。

■コンシェルジュ控室

・本丸 台所櫓

本丸・天守閣と隣接する台所櫓は、本キャッスルステイのコンシェルジュ控室となります。原則としてお客様はお入りできかねますのでご了承ください。

(宿泊中のセキュリティ管理)

第14条 当ホテルは、お客様の安全の観点から、次の通りセキュリティ対策を実施しております。

- (1) 滞在いただきます本丸・天守閣、高欄櫓のスペースの数カ所に監視カメラを設置しております。ただし、カメラは当ホテルが安全確保のためにのみ使用するものとします。尚、プライバシー保護の観点から寝室スペースには設置されていません。
- (2) 貴重品につきましては、当日ご案内します。西曲輪ベースにセキュリティボックスをご用意しております。滞在中の盗難や紛失事故には当ホテルは一切責任をおいかねますので、貴重品の管理にはご注意ください。
- (3) 前条の通り、滞在期間中はコンシェルジュが常駐しており、夜間も含めた安全の確保に努めます。

(利用規則の遵守)

第15条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めている約款ならびにホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(料金の支払い)

第16条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。また、別表第3に掲げるスケジュールに基づき、宿泊日21日前までに支払いは完了しているものとします。

- 2 前項の宿泊料金等にて追加で発生した支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、行っていただきます。
- 3 当ホテルの宿泊客が宿泊可能な状況にて、任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第17条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

- 2 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した宿泊の提供ができないときの取扱い)

第18条 当ホテルは、宿泊客に契約した宿泊(天守閣、高欄櫓、西曲輪ベース、臥龍山荘の利用)を提供できないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、宿泊が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第19条 宿泊客がコンシェルジュにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償します。

2 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってコンシェルジュにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第20条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がチェックインする際お渡しします。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第21条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第22条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

(宿泊中の禁止事項)

第23条 滞在施設は、大変重要な文化財が多くございます。文化財保全の観点からも下記につきましては遵守いただきますようお願いいたします。

- ・火気、危険物の持ち込みならびに使用
- ・建物、備品などの汚損破損
- ・施設内での泥酔、暴力行為
- ・場内設備、備品等の持ち帰り

尚、持ち込み禁止に該当するものを所持している場合は、必ずお申し出ください。滞在期間中はコンシェルジュがお預かりいたします。

(宿泊中の注意事項)

第24条 歴史的な建物は、現代の一般的な居住スペースなどとは異なる急な階段や段差、その他設備など多くございます。十分に注意の上ご利用ください。

(宿泊の定員・料金)

第25条 定員は、2名～6名です。また、料金が発生する子供は1名とします。金額については、別表の通りとなります。

別表第1 キャッスルステイ宿泊料金等の内訳

項目	内 訳	
お客様が支払うべき総額	宿泊料金	基本宿泊料金1,200,000円(2名)
	人数追加料金	120,000円(1名追加)
	追加料金	追加飲食等(宿泊料金に含まれるものを除く)
	税金	消費税

備考 お子様料金は以下のとおりです。年齢と食事・布団により料金が決まります。
中学生以上は、大人料金となります。

	食 事	布 団	料 金
小学生	お子様コース(大)	有	60,000円
未就学児(4歳~小学生未満)	お子様コース(小)	希望による	40,000円
乳幼児(3歳以下)	無	無	無料

別表第2 キャッスルステイ宿泊違約金

チェックイン予定時刻から1時間を過ぎてもホテルにご連絡がなく、且つ事前に予定された場所におられない場合は不泊扱いとします。

契約解除の通知を受けた日	キャンセル料規定
契約成立~91日前	10%
90日前~61日前	30%
60日前~31日前	50%
30日前~15日前	80%
14日前~当日・不泊	100%

人数減の違約金は、以下のとおりです。

人数変更の意思表示を受けた日	日程変更料規定
契約成立~31日前	無料
30日前~22日前	50%
21日前~当日	100%

備考 日程変更料は以下のとおりです。2回までに限り日程変更が可能です。ただし、日程により下記日程変更料が発生いたします。

日程変更の意思表示を受けた日	日程変更料規定
契約成立~31日前	無料
30日前~22日前	20%
21日前~当日	100%

別表第3 料金の支払い時期

料金支払い時期	支払い金額
仮予約から1週間以内	10%
当日の21日前まで	申込金を充当した全額
チェックアウト日	追加金